

事 務 連 絡

平成 31 年 3 月 8 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害児支援担当 御中
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

2019 年 4 月以降の放課後等デイサービス事業所及び
児童発達支援事業所の報酬区分の適用について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 7 月 26 日付け事務連絡「放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組」において、「なお、平成 31 年度の報酬区分を決定するに当たっては、30 年 10 月 1 日から 31 年 3 月末までの 6 か月の延べ利用児童数の実績に基づいて報酬区分を適用することとし、31 年 4 月末までに届出があった場合には、4 月のサービス提供分から新たな報酬区分を適用することを想定しており、その具体的な運用については今後改めて連絡する予定である。」としていたところですが、その具体的な取扱は以下の通りとしますので、市町村及び事業所への周知方よろしくお願いいたします。

記

(2019 年 4 月以降の報酬区分の適用について)

- ① 2018 年 10 月 1 日から 2019 年 3 月末までの 6 か月の延べ利用児童数の実績に基づいて、2019 年 4 月以降の報酬区分を判断すること。
- ② 2019 年 4 月末までに届出があった場合には、4 月のサービス提供分から新たな報酬区分を適用すること。

なお、上記の②については、児童発達支援事業所における「主に小学校就学前の障害児に対し指定児童発達支援を行う事業所」としての報酬区分の判断にあたっては同様とする。

以上